

## 寝屋川市告示第 94 号

### 寝屋川市制限付一般競争入札（電子入札）公告共通事項について

寝屋川市制限付一般競争入札（電子入札）公告共通事項（平成 29 年 4 月 1 日改正後）を次のとおり告示する。

平成 29 年 4 月 1 日

寝屋川市長 北 川 法 夫

### 寝屋川市制限付一般競争入札（電子入札）公告共通事項

#### 1 競争参加資格を有する者の要件

この入札に参加する資格を有する者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 寝屋川市入札・契約情報の発注案件情報（以下「発注案件情報」という。）、寝屋川市電子入札システム（以下「システム」という。）の発注案件概要（以下「発注案件概要」という。）及び発注概要書（以下これらを「発注案件情報等」という。）に掲示されているこの入札に係る参加資格要件の発注区分及び発注条件に該当すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定による入札に参加させることができない者及び入札に参加させることができる者に該当しないこと。
- (3) 発注概要書に対応する技術者を配置できること。
- (4) 予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。以下同じ。）7,500,000 円以上の工事にあつては、調達公告のあった日を基準として原則過去 15 年間に、官公庁と発注案件情報（電子入札）の工事種別に該当する工事で各工事の予定価格が次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、同表の右欄に定める請負金額で契約を締結し、及び誠実に履行した実績を有すること。

予定価格	請負金額
3億円未満	予定価格の2分の1以上
3億円以上4億円未満（土木、建築、電気及び管に係る建設工事に限る。）	1億5,000万円以上
4億円以上5億円未満（土木、建築、電気及び管に係る建設工事に限る。）	2億円以上

(5) 発注案件情報等の公告の日から開札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 寝屋川市建設工事等指名停止要綱（平成 15 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けている者

イ 寝屋川市暴力団排除措置要綱（平成 23 年 3 月 11 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に定める措置要件に該当する者

ウ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定による営業停止命令を受けた者

(6) 発注案件情報等において掲示する参加申請書受付締切日時において、電子証明書（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 3 条第 1 項に規定する電子証明書をいう。）を取得し、かつ、システムを利用するために必要な利用者登録を完了していること。

(7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。

(8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。

## 2 競争参加資格要件の確認

(1) この入札に参加しようとする者は、発注案件情報等において掲示する参加申請書受付開始日時から参加申請書受付締切日時までの間に、寝屋川市ホームページの総務部契約課掲示板（以下「契約課掲示板」という。）電子入札の様式集 一般競争入札の様式集（以下「様式集」という。）から様式 1 競争参加資格確認申請書を取得し、システムにより提出するものとする。この場

合において、当該書類を当該期限までに提出しなかった者又は参加の要件を満たしていないと認められた者は、入札に参加できないものとする。

(2) 入札参加資格の要件の確認は、前号に規定する期間の最終日に行うものとする。

(3) 前号の確認の結果は、発注案件情報等において掲示する競争参加資格確認通知書の発行を開始する日時から終了する日時までの間に、システムにより第1号の規定による申請をした者（以下「申請者」という。）に通知する。

### 3 設計図書（図面、仕様書等）の配布及び質問

(1) 設計図書の配布はシステムの発注図書ダウンロード機能により行うものとする。

(2) 設計図書について質問がある場合は、様式集から様式3 質疑回答書式を取得し、発注概要書において掲示する質疑受付の期間中に、電子メールにより次のアドレスに提出すること。

電子メールアドレス shitugi-nyusatu@city.neyagawa.osaka.jp

(3) 前号の規定により提出された質問の回答は、発注概要書において掲示する質疑回答の日時に、契約課掲示板において行う。

### 4 契約条項を示す場所

寝屋川市本町1番1号

寝屋川市役所本館3階

寝屋川市総務部契約課

### 5 入札方法等

(1) 第2項第3号の規定により競争参加資格確認通知書で競争参加資格があると認められた者は、発注案件情報等において掲示する入札（見積）書の受付を開始する予定日時から終了する予定日時までの間に、入札書及び当該入札書に記載された入札金額に対応した積算内訳書（様式集から様式2 積算内訳書を取得すること。）をシステムにより提出しなければならない。

(2) 前号の入札書に入力する金額は、消費税及び地方消費税の額を除いた金額とし、1,000円止めで入力するものとする。

### 6 開札の日時

この入札の開札は、発注案件情報等において掲示する開札予定日時に行う。

## 7 調査基準価格又は最低制限価格の設定

この入札においては、地方自治法施行令第167条の10第1項又は第2項の規定により、調査基準価格又は最低制限価格を設けることとし、価格及び価格の種別については発注案件情報等において指定する。

## 8 入札保証金

入札保証金は、免除する。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この告示及び発注案件情報等において掲示する競争参加確認通知書で参加資格がないと通知された者及び虚偽の申請を行った者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札時点において第1項各号に掲げる資格のない者のした入札
- (3) 寝屋川市契約規則第14条第3号から第7号までのいずれかに該当する入札
- (4) 予定価格より高い価格をもってなされた入札又は最低制限価格より低い価格をもってなされた入札
- (5) 第12項の規定により入札を辞退したものとみなされた入札

## 10 低入札価格調査

発注案件情報等で調査基準価格を指定した案件について、最低の価格をもってなされた入札の金額が調査基準価格に満たないときは、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定による当該価格によっては当該案件の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか判断するための調査等（以下「低入札価格調査」という。）を実施するものとする。この場合において、調査基準価格に満たない価格の入札者は、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 寝屋川市が実施する調査に対して誠実に応じなければならないこと。
- (2) 落札候補者となっても落札者とならない場合があること。
- (3) 指定した期日までに根拠資料を提出しなければならないこと。
- (4) 前号に規定する根拠資料の他に発注課等が必要とする資料の提出を求める場合があること。
- (5) 落札候補者が2者以上あるときは、くじにより決定された資格確認順位に

従い低入札価格調査を実施すること。

- (6) 調査対象者に対してのみ根拠資料の提出を求めること。また、提出された根拠資料は、返却しないこと。
- (7) 失格基準価格を設けた場合においては、失格基準価格に満たない入札を行った者は失格とすること。

#### 11 低入札価格調査の失格基準

低入札価格調査を行った結果、調査対象者が次の各号に掲げるいずれかの場合に該当するときは、当該調査対象者のした入札は失格とする。ただし、入札案件毎に失格基準を定めた場合は、その基準による。

- (1) 寝屋川市の積算に計上している項目が見積もられていない等必要な費用が計上されていない場合
- (2) 根拠なく本社の経費を充当している等不合理な積算根拠が存する場合
- (3) 下請見積り内容が積算内訳に適正に反映されていない場合
- (4) 低入札価格調査において協力的でない場合又は不誠実な行為を行った場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、契約内容に適合した履行がされないと判断した場合又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適當であると認められる入札であると判断した場合

#### 12 1回の制限付一般競争入札における制限

1回の制限付一般競争入札につき落札者となることができる案件は1業種につき1本とし、落札者となった者は同一の回の制限付一般競争入札の同一の業種に係る入札に参加することができない。この場合において、落札者となった者が落札した入札の開札前に同一の回の他の制限付一般競争入札の同一の業種に係る入札（以下「他の入札」という。）に参加していた場合は、他の入札について辞退したものとみなす。

#### 13 くじ引きの参加者

- (1) 落札となるべき価格をもって入札した入札参加者が2人以上いるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定により、システムによる電子くじで落札候補者を決定する。
- (2) 1回の制限付一般競争入札で建設工事にあつては同一工種、建設コンサル

タント業務にあつては同一業種の案件が複数あるときの開札、くじの実施、事後検査、開札速報の公開等の手順については、次のとおりとする。

ア 公開番号順に開札を行う。

イ くじ引き未実施案件のうち、最も若い調達公告の番号のくじ引きを実施する。

ウ くじ引きを実施した落札者の事後審査を行う。

エ ウの落札決定を行う（当該落札決定を受けた入札参加者は、次番以降の入札に参加することができない。）。

オ 次番の開札速報を公開する。

カ くじ引き対象となった案件についてイからオまでの手続を繰り返す。

#### 14 指名の要件の再確認

落札候補者は、総務部契約課からの連絡があつた日の翌々日までに、建設工事にあつては第1号から第6号まで及び第12号に掲げる書類を、建設コンサルタント業務にあつては第7号から第12号までに掲げる書類を総務部契約課に持参し、その競争参加資格確認申請書の要件について再確認を受けなければならない。

- (1) 入札時に有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写し
- (2) 配置予定技術者の雇用を証明する写し
- (3) 特定建設業の許可が必要な工事のときは、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し
- (4) 第1項第4号の事実に係る工事の施行を証明する書類（コリンズ（CORINS（工事カルテ）の写し等）
- (5) 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第19条に定める石綿作業主任者の配置を求める工事にあつては、当該技術者の石綿作業主任者技能講習修了証の写し
- (6) その他発注案件情報等で指定する書類
- (7) 業務実績を証する契約書の写し（契約内容の条文は、不要）又はテクリス（TECRIS（業務カルテ）
- (8) 配置予定技術者の技術登録等証明書の写し

- (9) 建設コンサルタント登録通知書の写し
- (10) 配置予定技術者の雇用を証明する写し
- (11) 発注概要書に指定する講習会等の修了証書等
- (12) 暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（契約金額が 5,000,000 円以上の契約に限る。）

#### 15 契約の締結

- (1) 入札物件に係る請負契約（以下「本件契約」という。）を締結するに当たっては、契約書を作成しなければならない。
- (2) 落札者は、市長が定める日までに、本件契約の締結を申し出なければならない。
- (3) 落札者は、本件契約の締結に際しては、次項に定めるところにより契約保証金を納めなければならない。

#### 16 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を寝屋川市の指定する口座に納めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるとおり取り扱うものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する場合で、寝屋川市が適当と認めるときは、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

ア 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、請負代金額の 100 分の 10 以上）を締結したとき。

イ 債務の履行を保証する公共工事履行保証契約（保証金額は、請負代金額の 100 分の 10 以上）を締結したとき。

- (2) 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア 寝屋川市が認めた契約保証金に代わる担保となる有価証券等

イ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証

#### 17 雑則

- (1) システムの稼働時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (2) この入札に参加するために必要な書類の作成に係る費用は、入札参加者の負担とする。

- (3) この入札に参加するために提出された書類は、返却しない。
- (4) システムによる入札手続等については、寝屋川市制限付一般競争入札施行要綱（平成 21 年 4 月 1 日制定）及び平成 29 年度寝屋川市競争入札心得（平成 29 年 4 月 1 日制定）の規定を遵守すること。
- (5) システムの操作手順については、電子入札システム共通マニュアルを参照すること。

(URL [http://www.nyusatsu.elga.jp/manual\\_k.html](http://www.nyusatsu.elga.jp/manual_k.html))

## 18 問い合わせ先

寝屋川市総務部契約課

寝屋川市本町 1 番 1 号 寝屋川市役所本館 3 階

電話 072-824-1181（内線 2260）